

「食を中心としたみやぎの魅力発信強化事業（メディアプロモーション）」に係る 業務委託企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

宮崎県商工観光労働部企業振興課

令和7年度に宮崎県が実施する「食を中心としたみやぎの魅力発信強化事業（メディアプロモーション）」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を実施する。

1 委託業務の内容

別紙「食を中心としたみやぎの魅力発信強化事業（メディアプロモーション）」運營業務委託仕様書のとおり。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3 委託契約額の上限

10,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
（委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。）

4 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （2） 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- （4） この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （5） 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者。
- （6） 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- （7） 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

5 企画提案競技実施の告示方法

県庁ホームページにより告示

6 スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和7年4月21日(月) |
| (2) 質問書の提出締切 | 令和7年4月30日(水) 正午まで |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年5月7日(水) 正午まで |
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和7年5月15日(木) 午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和7年5月21日(水) 午後 |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年5月23日(金) まで |

7 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、質問票(様式1号)を提出すること。

① 提出先

下記9を参照

② 提出期限

令和7年4月30日(水) 正午まで

③ 提出方法

電子メール(下記9を参照。提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

④ 問合わせの内容及び回答

軽微なものを除き、質問者に電子メールで回答するほか、県ホームページで公表する。(質問者名は公表しない。)

(2) 企画提案競技の参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式2号)を提出すること。

① 提出先

下記9を参照

② 提出期限

令和7年5月7日(水) 正午まで

③ 提出方法

電子メール(下記9を参照。提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(3) 企画提案書等の提出

① 提出する書類

ア 企画書 5部(A4版、ページ番号を挿入)

- ・審査基準書(別紙1)の項目の順番に従って作成すること。

イ 見積書及び見積明細書 5部

- ・業務委託の積算内容が分かるように記載すること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・押印は1部のみで可。押印省略する場合は、担当者氏名及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載すること。

ウ 業務スケジュール 5部

エ 実施体制図 5部

- オ 会社概要（既存のものでも可） 5 部
カ 参加資格要件に係る誓約書（様式 3 号） 1 部

② 提出先

下記 9 を参照

③ 提出期限

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午後 5 時まで（必着）

④ 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑤ 留意事項

- ・ 企画提案書等は提案者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された資料は返還しない。
- ・ 虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。
- ・ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- ・ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- ・ 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

（4）審査の実施

宮崎県企業振興課が設置する「食を中心としたみやざきの魅力発信強化業務（メディアプロモーション）委託に係る選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で、審査基準書（別紙 1）の項目について、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優れた提案を次のとおり選定する。

〔一次審査〕

原則、一次審査は行わない。

ただし、参加事業者が 6 者を超える場合は、選定委員会事務局である宮崎県企業振興課において、一次審査（書面審査）を行い、〔プレゼンテーション審査（最終審査）〕に進む 6 者を選定し、5 月 1 9 日（月）までに一次審査通過の旨を連絡する。

（一次審査を通過しなかった者に対しても連絡する。）

〔プレゼンテーション審査（最終審査）〕

① 審査方法

オンライン（Teams）によるプレゼンテーション審査とする。

② 審査日

令和 7 年 5 月 2 1 日（水）午後

③ 時間

各提案者のプレゼンテーション時間は、説明 2 0 分と質疑応答 1 0 分の計 3 0 分以内とする。
開始時間の詳細については、一次審査通過者に別途通知する。

④ 審査結果通知

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）までに、採択・不採択に関わらず書面で通知する。

なお、提案者は、通知日から 7 日以内（土・日・祝日を除く）に、自己の審査結果について情報提供を求めることができる。

⑤ その他

- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として企画書の受付順とする。
- ・ プレゼンテーション開始1時間前に接続テストを行うこととする。
- ・ Web 会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。
- ・ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

8 契約の方法

(1) 契約締結の手続きについて

審査の結果、受託候補者を決定したときは、県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

受託候補者と協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、上記に準じて契約を行う。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

精算払とする。

9 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県商工観光労働部企業振興課食品・工業・情報産業担当（担当：太石、藤内）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7095（直通）

E-mail kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

※1 CC に oishi-tsubasa@pref.miyazaki.lg.jp を入れること。

※2 電子メール送信の件名は以下のとおりとする。

【メディア PR】○○○_▲▲▲（○：社名、▲：送信内容）

※3 送付する電子ファイルは PDF 又は Microsoft Office ファイルとすること。